中小企業振興政策と競争法の活用

中小企業振興政策と競争法の活用

タイにおける流通問題に対する競争法の適用をめぐって―

深

津 健

目次

はじめに

流通問題と中小企業振興政策・競争政策

 \equiv 流通問題に対する政府の政策対応

四 中小企業振興政策の展開

五. 競争法制の基本的枠組み

六 流通問題と競争法の活用

七 結び

(都法五十三 -11)

はじめに

政権はこれまで明確な方針を打ち出せないできた。 題はますます深刻化・複雑化している。かつて、わが国もそうであったように、その政策対応をめぐっては、 いる。なかでも、経済発展が著しいタイでは、外国資本を中心とした大規模流通業者の急激な成長によって流通問いる。 ツなどでも大規模流通業者に対する政策対応が課題になっており、さらにはアジア諸国でも流通問題は深刻化して(2) なってきた。かつては参入規制をはじめとする大規模流通業者に対する直接規制政策を採用する国々も少なくなか(イ゙) ても大きくクローズアップされてきた。近年では、従来、参入規制を行っていなかったアメリカ、イギリス、ドイ 格差の問題というだけではなく、大規模流通業者が立地する地域の生活環境問題やさらには雇用をめぐる問題とし 対応が基本とされるようになっていった。しかし、流通問題は、単なる大規模流通業者と中小事業者との間の経済 ったが、一九八○年代以降の規制緩和・自由化の世界的潮流の中で政府規制の見直しが進められ、競争政策による に対する不当な支配などのいわゆる流通問題をめぐっては、わが国だけではなく、欧米諸国でも大きな政策課題と 主として中小事業者で構成されていた流通分野への大規模事業者の新規参入や大規模流通業者による中小事業者

変化の激しいタイの政治状況の中にあって比較的長期間政権の座にあったタクシン、スラユット及びアピシットの 企業振興政策・競争政策との関係を簡単に整理したうえで、流通問題が発生して以降のタイ政府の対応について、 されているのか、競争政策的観点からの対応を中心に考えてみることにしたい。以下では、まず、流通問題と中小 わが国でも長い間悩ましい問題となってきた流通問題への政策対応が、タイにおいてどのように展開

な取引慣行に関するガイドラインを中心に検討する。 めの にする。 争法の活用を図るうえで重要となる取引競争法第二九条の不公正取引慣行規制について、 企業振興政策の中で流通分野における中小企業問題である流通問題がどのように位置づけられてきたのかを明らか 各政権において、どのような対応策が講じられてきたかを検討する。次に、 「公正な競争」の促進を図るタイ取引競争法の基本的枠組みについて確認する。最後に、 そして、中小企業振興政策の重要な柱の一つとして中小企業の競争力強化策が掲げられているが、そのた タイ政府がこれまで展開してきた中小 流通分野における不公正 流通問題に対して競

二 流通問題と中小企業振興政策・競争政策

1 競争政策の動向

ぞれ 導的な位置にあり、 界の統一 請に後押しされて、 重視した経済運営が行われるようになっている。これは、経済活動のグローバル化に伴う経済制度の平準化への要〔5〕 EU競争法 現在、 .の規制内容や執行体制には国や地域によって多様なものがある。 世界では一〇〇を超える多数の国々や地域において競争法(Competition Law)が制定され、 的な競争法が存在しているわけではなく、これら競争法はアメリカの反トラスト法 (Antitrust Laws) (EU Competition Law) という二つの有力な法体系に次第に収斂されつつあるものの、依然としてそれ 国際的な経済活動に関する基本ルールとして徐々に定着してきたものといえよう。 わが国の競争法である独占禁止法の母法となったものである。 アメリカ法は、 また、近年、 かねてより世界の競争法の指 EU法は新興国の ただし、 市場経済を

法に対しては一定の影響を与えてきた。 法をモデルとして次々に競争法が導入されている。しかし、その一方で、日本の独占禁止法も、 競争法のモデルとして、次第にその存在感が大きくなっている。特に、アジア諸国では、一九九○年代以降 アジア諸国の競争

強化が進められることになった。(8) ど、長い間競争法が経済運営の基本的ルールであるという位置づけはなされてこなかった。しかし、一九七〇年代 支配的となった産業保護政策が強力に展開され、競争法とは異なる原理を有する経済規制立法が多数制定されるな 意され、 護する経済規制や競争法としての実効性を欠いた独占禁止法の運用が焦点となった一九九〇年の日米構造問題協議 めて大きな問題として浮上し、わが国の経済運営のあり方が問われることになった。なかでも、 から八〇年代にかけて、経済のグローバル化が進展し、日本と欧米諸国との間の貿易不均衡に基づく経済摩擦が極 次大戦後の占領下において経済民主化政策の一環として競争法が導入されたことから、その後の経済政策として (Structural Impediment Initiative) では、流通規制の緩和や流通問題に対する独占禁止法の積極的な運用などが合 日本への競争法の導入はアジア諸国では最も早く、一九四七年に独占禁止法が制定されている。ところが、 外圧によって産業保護政策優先から競争政策を基本とした経済運営へと転換すべく、 規制緩和と競争法の 国内流通産業を保

に市場経済を導入し、二〇〇八年には包括的な競争法が制定された。その他のアジア諸国でも、 ン(一九七〇年)、韓国(一九八〇年)、スリランカ(一九八七年)、台湾(一九九一年)、モンゴル(一九九三年) ナム、シンガポール、 などで制定されている。その後、アセアン諸国でも一九九九年にタイとインドネシアで、さらに二○○四年にベト アジア諸国では、 包括的な内容を有する競争法は、一九四七年の日本に続いてインド(一九六九年)、パキスタ ラオスの三か国でそれぞれ制定されている。 一方、社会主義経済体制をとる中国でも部分的 競争法導入に向け

2 流通問題と中小企業振興政策

禁止法 は明 業政策的な観点から政府規制で対応するのか、それとも競争法を積極的に運用して対応していくのか、 いる。 かし、 いる。 Services Act B.E. 2542)」 (以下、商品及び役務価格法という。) が、また後者に関しては「仏暦二五四二年 制を切り離して、 保護のための不公正な価格規制と独占及び制限的取引慣行の禁止を定めていたが、価格規制が第一義的な目的であ 策との関係をどのように整理し、競争法をどう活用していくかという点で、 るために、 一九九九年)取引競争法(Trade Competition Act B.E. 2542)」(以下、取引競争法という。)がそれぞれ制定されて タイにおける最初の競争法制は一九七九年に制定された「仏暦二五二二年(西暦一九七九年)価格統制及び独占 確でない。 この取引競争法の成立により、タイはアセアン諸国で最初に包括的な競争法を導入した国となっている。(三) それは、 新たに競争法を導入した他の新興国と同様に、またかつてのわが国が辿ってきたように、 (Price Fixing and Antimonopoly Act B.E. 2522)] (以下、価格統制及び独占禁止法という。) であり、 独占規制は追加的なものとして、実効性に欠けるという欠陥を有していた。そこで、(⑴ これまでのタイ競争法の消極的な法運用にもよく現われており、 とりわけ、 前者に関しては「仏暦二五四二年 流通問題への対応をめぐっては、 (西暦一九九九年)商品及び役務価格法 日米構造問題協議以前のわが国の対応と同様に、 今なお明確な方向性を打ち出せないで 市場競争をめぐる問題に対して産 (Prices of Goods 価格規制と独占規 産業政策と競争政 政府の立場 消費者 混迷

を深めている

定の取り組みはあったものの、いずれも不十分なものに終わっている。 に対応してきたことにより、 動に対する政府規制や競争法の適用が検討されるほか、 規模流通業者対中小の流通業者・納入業者間の対立が深刻化し、 タイにおける流通問題は、 現在でも打開の糸口が見いだせない状況にある。これまで、大規模流通業者の事業活 一九九○年代以降の大規模流通業者の新規参入と急激な事業拡大に伴って発生した大 中小流通業者の振興政策も立案されるなど、 政府が明確な理念を持たないままかかる流通問題 歴代政権の一

小企業保護政策ないしは中小企業振興政策として展開されている。 形を変えて続いており、 の利益を擁護するものであると捉えられてきた 者と中小小売業者との利害対立を調整すべく、政府は大規模流通業者の事業活動を規制する法的枠組みを創り上げ を展開した百貨店業者に対する中小小売業者の反百貨店運動の高まりを受けて一九三六年に制定された百貨店法に わが国においても、 規制対象をスーパー・マーケットにまで拡大した一九七三年制定の大規模小売店舗法まで、大規模流通業 かかる規制の主たる目的は、 大規模流通業者と中小流通業者との対立に起因する流通問題は、一九三〇年代から現在 今なお古くて新しい問題でもある。まず、(3) 大規模流通業者の事業活動により多大の影響を受ける中小流通業者 関東大震災後に事業規模を拡大して熾烈な競争 わが国の流通問題にたいする政策的対応は 中

小流通業者保護から地域の生活環境保護へと大きく転換し、 り」という視点から大規模流通業者の事業活動規制が行われることになった。 計画法及び中心市街地活性化法)による新たな規制の枠組みが導入され、地域の生活環境を保持すべく「まちづく 二〇〇〇年には大規模流通業者の立地上の問題に焦点を当てた「まちづくり三法」(大規模小売店舗立地法、 わが国 の流通規制が焦点となった一九九〇年の日米構造問題協議での合意を受けて規制緩和 中小企業振興政策から都市政策へと政策転換を図った ところが、 このように規制目標を中 が進められ

規模流通業者規制のいっそうの強化を求める声は少なくない。 模流通業者の郊外立地を抑制し、中心市街地への立地を誘導することを目指した法改正が行われたが、その後も大 にもかかわらず、流通問題をめぐる適切な対応は進まず、事態はさらに深刻化した。そこで、二○○七年には大規

競争政策の観点から流通問題に積極的に取り組む姿勢を表したものと評価できよう。流通問題に対して競争政策の てきた。なかでも、近年の大規模流通業者の購買力を背景とした優越的地位の濫用や不当廉売に対する規制強化は(治) 的確な展開を図ることは中小企業振興政策の一環としても重要であり、都市政策も含めて今後の政策的展開が期待 れ、流通・取引慣行ガイドラインの策定をはじめとして、独占禁止法の執行体制の整備や法運用の強化が進められ がなされている。かつて、わが国の競争政策は産業保護政策が優先され、経済政策の基本には位置づけられていな 近年では、このような中小企業振興政策や都市政策だけではなく、競争政策の観点からも一定の取り組み 規制緩和へと大きく舵を切る要因となった一九九〇年の日米構造問題協議以降、次第に法運用が強化さ

策が展開されてきたのである。さらに、わが国では外圧による政策転換が始まった一九九○年代以降に展開される らも産業政策との調和を図りながら法運用が行われてきた日本の独占禁止法の影響も一因と考えられる。 のアジア諸国と同様にEUの競争法をモデルとして制定されたことのほか、アメリカ反トラスト法を母法としなが ことになる競争政策の観点からの取組みも、タイでは早い段階から検討されてきた。それには、 大規模流通業者に対する事業活動を規制するとともに、中小流通業者の事業活動を支援するという中小企業振興政 た当初から、産業保護政策的対応が中心となってきた。すなわち、大規模流通業者から中小流通業者を保護すべく、 ところで、タイ政府がとってきた流通問題へのこれまでの対応を概観すると、わが国と同様に、問題が顕在化し タイの競争法が他 E U 競

おり、 ŧ 規制できることから、 日本の独占禁止法の場合は、 争法では市場支配的地位の濫用規制を行っており、 第二九条で不公正取引慣行を禁止しており、中小企業の保護の観点からの法運用が可能である 特定の市場において支配的地位を有していなくとも、取引の相手方との間で相対的に優越的な地位にあれば 中小企業保護の観点から法運用が行いやすいという側面を有している。 その特徴として不公正な取引方法の一行為類型として優越的地位の濫用規制を行って タイの取引競争法第二五条でも同様の規制を行っている。 タイの取引競争法で

差是正を支援する施策としての中小流通業者の組織化・大規模流通業者の事業活動規制の取組みなどが行われてき た格差是正の支援の施策は多岐にわたるが、競争単位としての中小企業の競争力強化がその中心に置かれている。 ための支援」 タイの流通問題に対しては、 「格差是正のための支援」が二つの柱となっている。タイでも「仏暦二五四三年(ધ) (Small and Medium Enterprises Promotion Act B.D. 2543)] (以下、中小企業振興法という。) が制定されるとと 同法に基づく中小企業振興政策マスタープランが策定されているが、「経済的不利の是正」と「格差是正 中小企業の振興を図る政策は、 が政策の柱となっている。経済的不利是正の施策の一つとして公正競争の促進が掲げられており、 大規模流通業者との間の経済的不利の是正としての競争政策的観点からの取組みと格 大企業との間で生ずる中小企業の「経済的不利の是正」 (西暦二〇〇〇年) 中小企業振興 と大企業との ま

しかし、

タイ政府のこれまでの対応は、今のところ何れも問題解決への決定的な決め手とはなっていない。

三 流通問題に対する政府の政策対応

1 経済危機と流通問題の発生

急成長を遂げることになる。 急務となった。その一方で、通貨危機の直前からタイ市場への進出を開始した欧州資本は、 規模流通業者にとって極めて厳しい対応を迫ることになる。日本の流通資本は、 活発になり、 される事業者が多数に上った。また、 本の現地法人がバーツの急落によって大きな負債を抱えることになり、採算が悪化してタイからの撤退を余儀 マーケットが新規参入していった。 れまでの伝統的な中小企業者で構成されていた流通市場に対して近代的な経営形態をとる大規模流通業者の進出が タイで流通 当初は日本の流通資本による百貨店の開業が相次ぎ、次いで地元タイ資本による百貨店やスーパ 問題が顕在化したのは、 しかし、一九九七年七月に発生した通貨危機とその後の経済危機は、 タイの地元資本も資産価値の大幅な下落や債務の拡大により、 一九九〇年代に入ってからのことである。タイでは、 外貨建ての借り入れをしていた日 この通貨危機を捉えて 一九八〇年代以降、そ 事業の再編が これら大 なく]

革をはじめとして、 規制緩和 経済危機発生後の一九九七年一一月に発足したチュアン政権は、 経済危機後の経済制度改革はこれをさらに徹底したものとなっている。まず、経済危機によって大量流失 自由化の世界的潮流の中ですでに一九九〇年代初頭から市場経済を重視した経済政策への転換を図って 様々な経済制度改革を推し進めて、経済危機からの回復への道筋をつけて行った。タイでは IMFとの合意の下に行った財政金融制度の改

中小企業振興政策と競争法の活用

改正した取引競争法が成立して、包括的な内容の競争法制が整備されている を進めた。また、国内の競争環境を整備するために、それまで実効性の乏しかった価格統制及び独占禁止法を強化 した外国資本を再度呼び戻すべく、外国人の投資規制を行ってきた革命団布告を改正して「仏暦二五四二年 一九九九年)外国人事業法(Foreign Business Act B.D. 2542)」(以下、外国人事業法という。)を制定し、

事業法の改正は外国流通資本のタイ市場への参入を本格化させる大きな要因の一つとなっていった。(ミバ) 比較して大幅に緩和され、資本金一億バーツ以上では百パーセントの外国資本でも原則的に参入が認められ、 その根拠となったのが一九七二年に制定された外国人事業法であった。同法では農林漁業や伝統工業、サービス業の根拠となったのが一九七二年に制定された外国人事業法であった。同法では農林漁業や伝統工業、サービス業 金一億バーツ未満であっても四九パーセント以下の資本比率でのタイ資本との合弁で参入が認められるようになっ 力が十分でない事業分野」の一つとして規制されることとなった。ただし、流通分野における参入規制は改正前と 自国産業を保護するために流通分野をはじめとする幅広い分野で外国資本に対する厳しい参入規制を行ってきたが などと同様に卸売・小売の流通業に関しても外国人の参入を規制していたが、改正法においても「外国人との競争 なかでも、 農産物の販売が別途規制対象とされているために、百パーセント外資での参入は少ないようであるが、 一九九九年の外国人事業法の改正は、タイの流通問題を一層深刻化させていった。従来、タイ政府は 外国人 資本

開される新業態であった。タイでは、 が、 ル)の核となる店舗であったり、コンビニエンスストアなどの大規模チェーンストアであったりと、多様な形で展 従来のタイ地元資本や日本との合弁による大規模流通業者は百貨店業を主体とする業態で事業展開を図ってきた 経済危機以降本格化した外国資本による流通事業は、大規模商業施設(スーパーセンターやショッピングモー 百貨店業を含めた新業態を「近代的小売業(Modern Retail)」と呼んでいる。百貨店業が中心であった経済 従来の小規模な流通業者を「伝統的小売業(Traditional Retail)」と呼ぶとと

五三・○九パーセントと、「近代的小売業」が「伝統的小売業」を凌駕する事態となっている。 ② 張るものがあり、二〇〇三年の時点での市場シェアは「伝統的小売業」四六・九一パーセント、「近代的小売業 擦を引き起こすようなものではなかった。しかし、経済危機以降の外国資本による新規事業の急拡大ぶりは目を見 危機以前の 「近代的小売業」の市場シェアは一定の規模を有し、それなりに有力な業態であったものの、

Business Act)」(以下、小売業法案という。)の起草を始めるとともに、後者に対しては一九九九年に成立した取引 前者に対しては大規模流通業者の参入規制を行う「卸売業及び小売業法案(Draft of Wholesale Business and Retail る大規模流通業者からの支配を受ける納入業者との双方から規制を求める声が強まっていった。チュアン政権は、 このような大規模流通業者の事業展開に対して、事業機会喪失の危機に直面した中小流通業者と購買力を有す

2 タクシン政権の対応

競争法の適用を検討することになる

や地方商工会議所などの利害関係者の間でも強い抵抗があった。そこで、同年一〇月、タクシン首相は内閣改造を(wi) 実施するとともに、 流通統制色の強いものとなっていたことから、規制対象となる外国資本による反対だけではなく、国内の流通業者 議決定の直前まで作業が進んだ。しかし、同法案が日本の大規模小売店舗法をモデルとして起草され、政府による 継続する方向で検討を進め、二〇〇二年八月には商務省が起草した小売業法案の公聴会を開催するなど、 総選挙の結果、二○○一年に発足したタクシン政権は、当初チュアン政権が開始した参入規制立法の起草作業を 一一月には小売業法案を廃案とすることを決定した。そして、かかる参入規制立法に代えて 法案の閣

物規制法という。)の活用によるゾーニング規制で対処するという方針に転換した。(ユイ) 法という。) 及び「仏暦二五二一(西暦一九七九)年建築物規制法 (Building Control Act B.E. 2522)] (以下、 既存の「仏暦二五一八(西暦一九七五) 年都市計画法(City and Town Planning Act B.E. 2518)」(以下、 建築

続いてすでに都市計画が策定されていたバンコク都及び三県を対象とする建築物規制法に基づく通達が出され、タ 二〇〇三年九月、 まだ都市計画が策定されていなかった七二県を対象とする都市計画法に基づく通達が出され

時期を失したものとなっていた。 郊外立地を誘導しようという内容になっている。 イ全土でゾーニング規制が開始された。これらは何れも市街地における新規出店を困難にし、 「伝統的小売業」を凌駕する事態となっており、四大外資の拡大を抑制することを目的とした新たな規制はすでに しかし、上述(三1)のように、この時点で「近代的小売業」が 大規模な商業施設

がある。 大規模流通業者の取引競争法違反に対する審査手続きを開始した。同法第二九条では、 また、 大規模流通業者に対する取引競争法の適用に関しては、大規模流通業者事件 (Large Retail Trade Case)

慣行がこれに該当するか否かが焦点となった。同年六月、専門小委員会は、四大外資(イギリス系のテスコ、 作業部会を設けて審査することを決定した。このような取引競争委員会の決定に対しては、専門委員会の認定した ンス系のビッグC及びカルフール、オランダ系のマクロ)の代表者をそれぞれ呼び出し、事情聴取を行っている。 て行う他の事業者への事業妨害を不公正取引慣行として禁止しているが、大規模流通業者と納入業者との間の取引 同年九月、専門小委員会は第二九条違反の疑いがあるとの審査結果を取り纏めて取引競争委員会に報告し 取引競争委員会(Trade Competition Commission)は、二〇〇二年四月、内部に専門小委員会を設置し、 同年一一月、 商務大臣を委員長とする取引競争委員会は、 専門小委員会のこの報告を受けて、 公正かつ自由な競争に反し

for Unfair Trade Practices in the Wholesale or Retail Business)」(以下、流通取引慣行ガイドライン又は旧ガイドラ 出された。二〇〇三年九月には、「卸売業又は小売業における不公正な取引慣行に関するガイドライン 大規模流通業者の違反行為を再審査に回し、最終的な決定を先送りしようという意図によるものであるとの批判が (Guidelines

二○○二年一一月のタクシン首相による小売業法案の廃案の決定と取引競争委員会による再審査開始の決定とい

インという。)が策定されるとともに、商務省国内取引局主催のセミナーが開催された

ぎ、外資に対する参入規制導入や競争法の活用により対処しようとしていたが、 通資本の参入規制緩和に伴って発生した流通問題に対して、タクシン政権は、当初前政権からその方針を引き継 対する基本方針の転換を象徴するものとなっている。このように、経済危機後の外国人事業法改正による外国流 う流通問題に係る二つの重要な政策判断は、同年一○月に行われた内閣改造後のタクシン政権における流通問題に 国内外からの外資規制強化

同仕入れや経営技術、資金融資などの面での支援を行うことを目的としていた。 よる中小流通業者への支援策であった。同社は、二○○二年八月に設立され、会員となる中小流通業者に対する共

小企業振興事務局(OSMEP, Office of SME Promotion)が五一パーセント、中小企業金融公社(SIFC, Small Industry 懸念が強く、結局こうした方針を転換せざるを得なかった。そして、最終的にタクシン政権が採用した方法は、

Finance Corporation) が四九パーセントをそれぞれ出資して設立された共同仕入会社(ART, Allied Retail Trade)に

3 スラユット政権の対応

一○○六年九月にはクーデターが発生し、タクシン政権は崩壊したが、その後成立したスラユット暫定政権は改

成立には至らなかった。(31) 活動を許可制にし、商務大臣を長とする中央委員会が許可基準を作成し、県知事を長とする各県委員会が個別の出 則受理が可決されたが、翌月、その後の委員会審議に入らないまま民政復帰に向けた総選挙が実施されため、 店案件について審査することになっていた。同年一一月に審議入りした国家立法議会の下院第一読会では法案の原 小売業及び卸売業における公正な競争条件を整備することを目的としており、 大規模流通業者の事業 法案

Commission Regarding Guidelines to Consider Trade Practices between Wholesalers or Retailers and Manufacturers o を審査するためのガイドラインに関する取引競争委員会事務局規則 示した。その正式名称は「仏暦二五四九年卸売業者又は小売業者及び製造業者又は納入業者間における取引慣行 く必要があろう。政権発足直後の二○○六年一○月、取引競争委員会は流通取引慣行ガイドラインを改定し、告 スラユット政権下では、取引競争委員会により流通取引慣行ガイドラインが改定されたことにも触れてお (Regulation of the Office of Trade Competition

Distributors BE2549)」(以下、 六 2 で詳細に検討するが、大規模流通業者による購買力を背景とした納入業者との不公正な取引慣行に対し 流通取引慣行規則又は新ガイドラインという。) である。 同ガイドラインの内容は

4 アピシット政権の対応

て、

取引競争法を適用するにあたっての考え方を示したものである

座にあったことから、 シン派のアピシット政権が漸く成立し、タクシン派と反タクシン派の激しい攻防はその後も続いたものの、 し、一一月に跡を継いだタクシン派のソムチャイ政権も、 シン派と反タクシン派の激しい攻防の中で、同年九月に首相の職務違反を理由とする憲法裁判所の判決により失職 年の総選挙の結果を受けて成立したタクシン元首相の妹、インラック氏が首相となるまで、 民政復帰のための総選挙の結果を受けて、二〇〇八年一月にタクシン派のサマック政権が発足したものの、 両政権は何れも短命であったため、流通問題に対する取組みに目立った動きはなかった。 流通問題への取組みが再び開始された 翌月総選挙における違反を理由に憲法裁判所の判決で失 比較的長期間政権の その後、 反タク

院を解散したために、 閣法制委員会での審査を終えた法案は最終的政府案として閣議に諮る直前の二○一一年五月、アピシット首相が下 議で原則承認された。その後、 Trade Representative)との合同作業により政権発足直後から開始され、二〇〇九年一二月、新しい小売業法案が閣 大規模流通業者に対する参入規制法案の起草作業は、 結局、 閣議決定には至らなかった。 内閣法制委員会においてほぼ一年にわたる慎重な審査が行われている。そして、内 商務省と首相 の直属機関である通商代表部 (TTR, Thai

閣法制委員会での審査過程でも、 おり、 外資規制へと拡大して、 るが、 5 都市計画法などの既存法を活用したゾーニング規制が実施されたものの、必ずしも期待された成果は上がっていな 通業者に対する参入規制立法は、 向を踏まえたいっそうの調査研究が必要であるとの理由で、 以上、 小括 かかる参入規制は、 事実上は外資規制として機能することになる。 歴代政権は何れもこの点に配慮せざるを得なかった。 経済危機以降の歴代政権による流通問題への取組状況を辿ってきた。 経済危機以前の状態に戻ってしまうのではないかという懸念がタイの国内外で強く残って 外国資本の流通業者だけではなく、タイ国内の流通業者をもその対象としているわけであ 利害関係者との調整を含めた慎重な検討に長時間を要し、 何度も立案されながら、 このような流通業に対する外資規制強化は他の分野も含めた 現在までのところ成立には至っていない。その一方で、 取引競争法改正の作業を先送りする旨の発表を行って したがって、 小売業法案の起草過程や閣議決定後の内 チュアン政権で開始された大規模流 法案成立には至ってい

な い³⁷

なっていった。 が、これ以外にも歴代政権下で取引競争法の活用と共同仕入会社(ART)を通じて支援するという中小企業振興 な競争条件創出のための競争法の活用、 法を活用したゾーニング規制も十分な成果を上げていないことから、大規模流通業者と中小流通業者との間 不公正な取引慣行の問題として、競争法の活用が検討されてきた。その後、小売業法案がなかなか成立せず、 政策を展開してきた。 小売業法案は流通業における公正な競争条件を創出することにより中小流通業の振興を図ろうとするものである 特に、 前者は、 当初、主として大規模流通業者と中小納入業者との間の購買力を背景とした 例えば大規模流通業者による不当廉売に対する取引競争法の適用が課題と の公正 既存

四 中小企業振興政策の展開

1 中小企業振興法の制定

れた。 際競争力強化のための 革に乗り出し、その一環として、競争政策や中小企業振興政策が展開されることになった。最初に、タイ企業の国 かった。 タイでは、 その後、 しかし、 一九九七年七月の通貨危機とそれに伴う経済危機以前、 同計画の中核をなす中小企業振興政策を具体的に進めるための体制づくりが進められた。一九九九 危機後に発足したチュアン政権は、 「産業再編計画 (Industrial Restructuring Plan)」が策定され、一九九八年六月に閣議決定さ 経済危機への対策として、法制度改革を含む抜本的な経済改 体系的な中小企業振興政策は立案されていな

中小企業振興政策と競争法の活用

(都法五十三 - 1 |)

_ 七

を定める中小企業振興法が制定された。

次官、 興計画の原案やそれに基づく行動計画を作成することが法律により義務づけられており、 理大臣を委員長とし、 興政策は、 民間との連携など中小企業振興政策の実務を担うことになっている(第一六条)。 委員会の任務を遂行するための事務組織として中小企業振興事務局(OSMEP)が設けられた。OSMEPは振 に助言すること、行政庁等と民間との協力強化・調整の基準作成など、多岐にわたっている(第一一条)。そして、 その他一二名以下の学識経験者となっている(第六条)。委員会の任務は、中小企業振興政策及び振興計画を策定 して内閣に提出すること、振興計画を具体化する行動計画を承認すること、行動計画に関して各行政庁や国営企業 中小企業振興法は全四八か条からなり、法の所管大臣は産業大臣となっている(第五条)。しかし、中小企業振 財務大臣、 国家経済社会開発委員会事務局長、投資委員会事務局長、さらにはタイ商工会議所代表、 単に所管する行政庁だけではなく、組織横断的に展開していく必要のある政策であることから 農業・協同組合大臣及び商務大臣のほか、労働・社会福祉省、科学・技術・環境省及び産業省の各 産業大臣を副委員長とする中小企業振興委員会の設置が定められた。 また省庁間の連絡調整や 同委員会の他の構成員 タイ産業連盟代表 内閣総

2 第一次中小企業振興計画

○○六年までを対象とする計画であり、 二〇〇三年五月、 中小企業振興法に基づいて第一次中小企業振興計画が策定された。 事業計画を進めていくうえでの政策ガイドラインという位置づけで、「中 これは、二〇〇二年から二

企業の振興策が具体化されている。 小企業振興マスタープラン (SMEs Master Plan)」とも呼ばれている。 発計画 (9thNational Economic and Social Development Plan 2002-2006) において示された開発戦略に沿って、 第一次振興計画は、 第九次国家経済社会開

割の重要性と競争力強化の必要性が強調されていることは注目される。 略が示された。なかでも、経済構造改革によるタイの国際競争力の強化戦略において、中小企業が果たしている役 中心とした経済発展」を目指して、バランスのとれた人的資源の発展を基軸とした国際競争力強化のための開発戦 間とする開発計画が順次策定されており、タイ経済を発展させるうえで重要な役割を果たしてきた。第九次開発計間とする開発計画が順次策定されており、タイ経済を発展させるうえで重要な役割を果たしてきた。第九次開発計 効率(量的拡大に拘泥した開発による国内企業の国際競争力の低下)などのマイナス面を反省材料にして、「人を による所得格差・地域格差の拡大)、持続的発展の困難 国家経済社会開発計画は、 従来の開発計画がもたらした不均衡(適正な所得配分の視点の欠如及び物理的資本を過度に重視した投資 一九六一年に計画期間を六年間とする第一次計画が策定され、その後五年間を計 (外国の資本と技術への依存及び過度の市場への依存)、非 i 画期

競争力強化・新分野の創出が計画目標に掲げられた。そして、「国の経済社会の主要な役割を担うための中小企業(4) ず、未だ市場で十分に競争しうる体力を有していないという認識に立ち、中小企業再生・発展及び中小企業の国際 市場アクセスの改善」、「政府調達における中小企業支援」、「公正な取引競争の促進」としいう三つの事業計画が挙 再生戦略」、「中小企業の事業活動の環境整備を図る戦略」及び「中小企業の持続的発展を促進する戦略」という三 つの包括的戦略について、それぞれ緊急に講ずべき措置と中長期的に取り組むべき措置が示された。これらのうち 中小企業の事業活動の環境整備を図る戦略」を詳しく見てみると、緊急に取り組むべき措置として、「中小企業の たがって、第一次中小企業振興計画では、タイの中小企業が国の経済発展に十分貢献してきたにもかかわら

九

げられ ている。 特に、 流通問題との関係で注目されるのは、 「中小企業の市場アクセスの改善」 と「公正な取引競

争の促進」である

買力を背景とした低価格での仕入れに対抗するため、 社(ART)の設立・役割拡大が挙げられている。 入れを実現しようとするために設立されることになっていた。 クセスを支援するための情報提供システムの構築や流通センターの設置等に並んで、上述(三2) 「中小企業の市場アクセスの改善」を進めていくうえでの具体的な計画内容であるが、 ART社は、 中小流通業者が同社を通じた共同仕入れによる低 これは、 流通問題が深刻化する中で、 流通市場における大企業と中小企業の事業 大規模流通業者 中小企業の市! した共同仕入会 価格での仕 「が購 場ア

は 済政策が展開される事例も少なくない。 立場にある中小企業の 均衡を図ることのほか、 活動の「格差是正のための支援」を図る施策であり、 発展を図る過程では、 する産業政策は公正で自由な競争を促進する競争政策とは対置される政策として理解されてきた。 争政策を産業政策的観点から運用していく姿勢も垣間見られる。これは、 産業政策の対極にあるものと位置づけて運用されていくことは想定されていないといえよう。 「公正な取引競争の促進」 かつてのわが国のように、 「経済的不利の是正」を図る競争政策の一環としての施策である。 低品質の外国製品が国内市場への流入するのを防止する体制の整備も挙げられており、 の具体的内容は、 タイの取引競争法も、 両政策の調整を図ったり、 産業政策の一つである 公正な取引競争を通じた中小企業と大企業との 中小企業振興計画での事業内容を見る限りにおいて 市場経済において競争単位として不利な 産業政策が優先されたりするような経 般に、 そして、 産業を保護育成 間 0) 経済の 取引の 競

の開発計画を根本的に見直したものとなっていることから、第二次振興計画も大幅な見直しとなった。(雲) が第十次国家経済社会開発計画(10thNational Economic and Social Development Plan 2007-2011)であり、 七年から二○一一年にかけての振興計画で、二○○七年一○月に閣議で承認されている。その基礎になっているの 第一次計画の進展状況を踏まえて、二○○七年に第二次中小企業振興計画が策定された。これは二○○

という考え方を折に触れて示してきたが、特に一九九七年の経済危機の際にタイの復興を願って行った演説の中で 基づく経済運営のあり方を基本とした開発方針に完全に舵を切った。国王は、すでに一九七四年以降「充足経済」(④) にこの考え方に基づいて方針転換が図られたのは、クーデターによるタクシン失脚後のスラユット政権においてで この考え方が強調され、その後政府の経済運営に関する方針の中では常に言及されることになる。しかし、 第十次開発計画は、プミポン国王がかねてより提唱してきた「充足経済(Setthakit Phoophiang)」という哲学に

あった。

済」の哲学をベースにして、人材及び制度の両面から将来のグローバル化に伴う変化に対応しうる準備を進め、 シン政権下で策定作業が始まり、タクシン失脚後のスラユット政権で閣議承認された第十次開発計画は、 権及びその後のタクシン政権においても、政策の基本方針はこの考え方に沿って打ち出されてきた。そして、 「充足経済」は、 社会、環境の均衡の取れた自立した経済の実現を図る必要性を強調したものであり、経済危機後のチュワン政 外的要因の変化に翻弄されるタイの経済システムを転換して、過度に外国に依存せず、人、経 「充足経 、タク あ

促進」 業活動に関する法令における中小企業や新規参入者に対する公平性の確保」などが挙げられている。(級) らゆる分野のセーフティネットを構築していくことを目標に掲げる。 のについては、 前者においては、 また後者においては、「公平で透明性のある競争を促すための、 「均衡のとれた持続可能な経済構造への改善戦略」と「国家運営のより良き統治の推 「経済システムのセーフティネット構築」と並んで「公正な競争と開発利益の公平な配分の その戦略として、 厳格な法運用の仕組みの開発」 中小企業政策に関連するも ぁ

業活動の促進戦略」 伴う障壁除去戦略」、「サービス分野における価値創造・付加価値増大戦略」、「地域の中小企業振興戦略」及び ンドに的確に呼応するよう事業効率性を高めること及び近代的大規模流通業者との競争による経済上の不利を低減 ける効率性の向上・事業環境の変化に伴う障壁除去戦略」を見てみると、その方向性としては、 製造分野における生産性・イノベーション能力向上戦略」、「流通分野における効率性の向上・事業環境の変化に 発計画に沿って策定された第二次振興計画では、 の六つに整理されている。 このうち、 流通問題に関わる戦略として重要となる 新たに定められた戦略は 「企業の創生 消費者行動のトレ 「流通分野にお 発展

させることが提示されている(雲)

立場に置かれ く問題を次のように指摘する。 る経済上の不利に加えて、 経済における重要な役割を果たしているが、多国籍の大規模流通業者との熾烈な競争に直面して、経済上の不利な ところで、 GDPの二九・二パーセント、 振興計画においては、このような戦略の方向性を打ち出す前提として、流通分野の中小企業を取り巻 てい . る。 その理由として、 政府による事業環境の変化に対する中小企業支援策の欠如や取引競争法の運用体制の不 まず、 企業数の四○・○パーセント、雇用者数の二七・六パーセントを占めており 小売業及び卸売業を合わせた流通分野における中小企業は、 事業規模や購買力の格差から生ずる事業コスト、 価格設定などの 二〇〇六年の段 面におけ

備などが挙げられている。

次の三つが掲げられた。 流通分野における効率性の向上・事業環境の変化に伴う障壁除去戦略」における具体的な事業計画としては、

1 流通分野における中小企業の競争力強化

2

3 流通事業改革促進のための公的部門、 民間部門、 研究者及び消費者との間における相互協力機構の創設

流通分野における公正な競争を確保するための規制システム改革

手続きを設定していくという。そして、③に関しては、 引競争法のほか、「フランチャイズ法」や「小売業法」などの新たな法制度整備により、 図るとしている。次に、②の公正な競争を確保するための規制システム改革については、すでに制定されている取 めに、ICTの活用を促進することで近代的な経営管理や先進的取引形態を取り入れて、 ①の中小企業の競争力強化であるが、 民間部門、 研究者、消費者からなるネットワーク組織を立ち上げるとともに、 消費者行動のトレンドに的確に呼応するよう事業効率性を高めるた 中央政府の関与により、 地域の流通企業を発展させるため 継続的及び統一的な規制 中小企業経営の近代化を 流通分野の大企業と中

においては、 以上のように、流通問題がクローズアップされるようになって以降、これまで展開されてきた中小企業振興政策 **「経済的格差の是正」を図るために競争単位としての中小企業の競争力強化を支援する政策と並んで**

小企業との協力促進を図ることで、相互協力機構の創設を進めていくとする。

経済的不利の是正」を図るために大規模流通業者と中小流通業者との間の「公正な競争」を実現する政策が常に

競争法の執

掲げられてきたところである。 行体制の不備もあって、「公正な競争」の実現による流通問題への対応が焦眉の課題となっている。 しかし、 諸々の事情により流通規制法が成立していないことに加えて、

五 競争法制の基本的枠組み

1 取引競争法の制定とその枠組み

と競争促進を図る取引競争法の二つに分割され、制定されることになった。(※) 期にわたる検討の結果、 けた法改正が本格的に検討されるようになったが、法改正を強く後押ししたのは一九九七年の経済危機である。 定の行政措置が定められていた。しかし、競争制限に対する規制が極めて限定的で、実効性ある措置も設けられて 当な価格設定行為から消費者を保護する規定と統制対象となった事業者の独占行為及び制限的取引慣行に対する一 九○年代に入ると、規制緩和と競争政策の強化という世界的な潮流の中にあって、タイでも競争法の機能強化に向 いなかったため、競争法としては不十分な内容の法律であり、 タイの取引競争法は、 上述(二2)したように、 経済危機後の一九九九年三月に成立し、同年四月から施行された包括的内容を有する競争 価格統制及び独占禁止法は不当な価格設定行為から消費者保護を図る商品及び役務価格法 同法の前身は、 一九七九年に制定された価格統制及び独占禁止法であり、不 法の運用実績も乏しいものであった。そこで、一九

取引競争法の法目的については、

前文においては、

一九九七年憲法第二章に定める国民の権利及び自由に関する規定のうち、(宮)

目的規定は置かれていないものの、

前文と末尾の注記に重要な手掛かりがある。

第二九条

の一定の行為の禁止がその法律に基づく制限に該当する。 する自由や権利を保障する一方で、 条 居住地の自由とその制限)、第四五条(結社の自由とその制限)、第四八条(財産権の保障とその制限) 及び自由の制限)、 (職業選択の自由とその制限)の各規定に基づいて制定されたことが明示されている。 第三一条 (身体の自由とその制限)、第三五条 法律に基づく自由や権利の制限を認めた規定であり、 特に、 憲法第五〇条は、 (居住の自由とその制限)、 取引競争法の目的を考えるうえ 取引競争法による事業者 何れも、事業活動に関連 第三六条 及び第五〇 (移動及び

九九七年憲法第五〇条 る 人は、 事業あるいは職業に従事するとともに、公正で自由な競争を行う自由を有す で重要な規定である。(55)

2 環境の保全、 前項に基づく自由に対する制限は、 公の秩序若しくは善良なる風俗の維持、 公共の福祉、 又は独占の防止若しくは不公正な競争の排除のために制定された特別法よる場合を 国の安全保障若しくは経済の安定の維持、 職業に関する規制、 消費者保護 都市計画、 公共サービスに関する国民の 天然資源若しくは

これを行うことはできない

経済政策に関する第八七条の規定を具体化したものがまさに取引競争法であると捉えられている。 同法の前文に言及されてはいないものの、 国家の基本政策の方向性を定めている憲法第五章の各規定のうち、

九九七年憲法第八七条 国は、 国家の安全保障、 全体の利益の維持若しくは公共サービス提供に必要な場合

中小企業振興政策と競争法の活用

とともに、民間と競合する事業を営んではならない。 的な独占を防止し、 市場原理に基づく自由な経済制度を発展させ、 経済的必要性のない事業活動に関する法律及び規則の廃止及び停止をしなければならない

して、 は旧法の価格統制に関する部分を切り離し、 さらに、法文の末尾に付された注には、本法の制定に伴って価格統制及び独占禁止法が廃止されること及び本法 本法の目的が自由な競争を促進するとともに不公正取引を禁止することにあることを明示している。 独占禁止に関する部分を改善したものであることに言及している。

Dealing)の三つを確保することにより、競争秩序維持を図ろうとするものである。 ⑸ 般に、競争法は、 自由競争の促進だけを目指したものではなく、公正競争の実現や公正取引の確保にも配慮した競争法である 自由な競争 (Free Competition)、公正な競争 (Fair Competition) 及び公正な取引 したがって、 タイの取引競争

といえよう。

反競争行為を規制することで、 用規制を中心として、独占行為や独占状態自体に対する規制を行うのではなく、市場支配的地位を有する事業者の 法の特徴の一つである。 業結合規制はほとんどの競争法で採用されている規制方法であるが、市場支配的地位の濫用禁止規定はEU型競争 取引競争法三条に定義されているが、二〇〇七年二月に取引競争委員会が定めた基準では、①一事業者の市場占拠 ルテル)の禁止(第二七条―第二八条)、不公正取引慣行の禁止(第二九条)からなっている。 取引競争法の実体規定は、 タイの取引競争法は、EU競争法をモデルとして導入されたもので、 市場支配的地位の濫用禁止(第二五条)、企業結合規制 自由競争の促進を図ろうとしている。規制対象となる市場支配的事業者については(窓) (第二六条)、制限的協定 市場支配的地位の濫 カルテル規制や企 **(**カ

バーツ未満の事業者を除いて、 が七五パーセント以上、 率が五○パーセント以上で過去一年間の売上高が一○億バーツ以上の場合及び②上位三事業者の合計で市場占拠率 う一つの柱となっているのが、 過去一年間の売上高一〇億バーツ以上の場合、 不公正取引慣行の禁止規定である。 市場支配的事業者に該当することになる。また、タイ取引競争法における規制のも(🕾) タイでは日本の不公正な取引方法規制のように 市場占拠率一〇パーセント未満又は一 ○億

指定制が採用されておらず、不公正取引慣行の定義も抽象的である

果を報告しているが、 らなる調査を求められたため、 争委員会が定めた市場支配的事業者の市場占拠率の基準には該当しないため、第二五条を適用した事例はない。 公正取引慣行の禁止違反であった。そして、タイでは最初となる検察庁への刑事告発が行われたが、検察庁からさ 事件であり、 よう求めた行為が取引競争法違反に問われたものである。 販売市場において市場支配的地位にあるAPホンダが行ったディーラーに対して競争事業者の製品を取り扱わな 去の流通業者に対する適用の事例として、 的地位の濫用規制の発動を中心に論じられてきた。ただし、外資をはじめとするタイの大規模流通業者は、 二〇〇三年に競争委員会が下した決定では、第二五条の市場支配的地の濫用ではなく、 タイの流通問題に対する競争法の活用をめぐっては、主として上記の不公正取引慣行規制と市場支配 起訴には至っていない。 その後も継続して調査を行い、二〇〇七年及び二〇一一年と二度にわたって調査結 自動二輪車事件(Molorcycle Case) これは競争事業者からの申立てにより審査が開始された がある。 この事件は 第二九条の不 自動 取引競 輪 車 過

おり、 員任期は二年であり、 る 次官は副委員長、 められた基準と方法により任命される。有識者委員の過半数は、 務上の委員及び八名以上一二名以下の有識者委員からなる。そして、職務上の委員である商務大臣は委員長 タイ競争法の施行機関は、 国内取引局長が事務局長としてその任にあたる(第一八条)。 有識者委員は、 商務省国内取引局長は事務局長(委員兼書記)、財務次官は委員として、それぞれの任務にあた 再任も認められている 法学、経済学、商学、経営学、行政学の専門知識及び経験のある者の中から、 取引競争委員会である。取引競争法第六条で定められている委員会構成は、 (第九条)。 なお、 委員会の事務局は商務省国内取引局内に置 民間の委員でなければならないとされている。委 省令で定 四名の職 いかれ 商務

制定、⑦違反行為に対する排除措置命令、 るにあたって、それぞれ具体的な検討を行うための専門小委員会(Specialized Sub-Committee) ③違反行為に対する申告の受理と審査、 よる実質的な審議を進めてきた 一二条)及び違反行為の調査を行うための調査小委員会(Inquiry Sub-Committee)を設置すること(第一四条) 法定されている委員会の権限は、 委員会は、多数の委員で構成されていることから、能率的な審議を進めるためにも、こうした小委員会に ①規則制定に関する商務大臣への提案、 ④審査に必要な調査に関する規則の制定、 **⑧刑事告発等である(第八条)。委員会では、このような権限を行使す** ②市場支配的地位に関する基準の制定、 ⑤企業結合規制における基準の を設置すること

タイでは、

委員会の権限や事務局組織が内閣から独立したものとはなっていないために、

競争法を厳格に施行す

0) 財務省関係の官僚四名及び産業界代表六名、 を開 模・専門性に関する問題点や、 おらず、 **五期までの委員構成とほぼ同様である。第六期の有識者委員は、** 卜)政治からの独立性確保が不可欠であるとの指摘もある。 から行われている。(64) 催するうえで支障があるほか、 有識者委員 大企業との結びつきが強い政治状況下で、 多くの これまで有識者委員として任命されたのは、 専門性などの組織体制上の問題点も指摘されている。 (の任 困難が生じている。 委員会構成については、 一命は、 現在の委員は第六期で、 その基準と方法が省令で定められており、 さらに有識者委員は非常勤で報酬も少なく、 議事規則などもないといった会議の運営体制に関する問題点などが指摘され とりわけ、 全体の委員数が多すぎる一方で、 計一二名が任命されている。 任期は二○一○年一一月から二○一二年一一月までであるが、 委員会構成や事務局の組織体制については、 法の的確な運用は容易なことではないというのであ 官僚及び学者が半数で、 タイでは委員会の職権行使における独立性が認められ 法曹関係者と研究者(競争法の専門家) また、 関係省庁と産業界から提出された候補者リス さらには、 民間の委員が多いため、 取引競争法の運用においては、 競争法の専門家が少ないとい 残りの半数は産業界の代表であ 委員会を支える事務局 度々問 頻繁に委員会 が各一名 いった規

的地位の濫用に関する申告が一七件、 なる。 る違反行為の職権探知は)たがって、取引競争委員会による法の運用状況は、 次の表は委員会が公表している資料から作成したものであるが、 委員会及び事務局 制限的協定二〇件、不公正取引慣行四〇件で、 の組織体制から容易ではなく、 全般的に停滞状況にあるといえよう。 法施行以降の申告件数は、 事件の端緒は外部からの申告が 企業結合規制についてはまだ

申告を受けて調査した事件のうち、 委員会が禁止行為違反であることを決定した事案として上述

件もない

受理した申告件数 (1999年10月-2012年8月)

| | 違反行為類型 | | | | |
|------|--------|----------------|------|-------|-------------|
| 年 | 小計 | 市場支配的地位の 濫用 | 合併規制 | 制限的協定 | 不公正取引 慣行 |
| 1999 | 2 | 1 | _ | _ | 1 |
| 2000 | 4 | 2 | | _ | 2 |
| 2001 | 7 | 3 | _ | 1 | 3 |
| 2002 | 7 | 2 | _ | 1 | 4 |
| 2003 | 13 | 3 | _ | 8 | 2 |
| 2004 | 12 | _ | _ | 3 | 9 |
| 2005 | 9 | _ | _ | 2 | 7 |
| 2006 | 7 | _ | _ | 1 | 6 |
| 2007 | 9 | 3 | _ | 1 | 5 |
| 2008 | 4 | _ | _ | _ | 4 |
| 2009 | 1 | 1 | _ | _ | _ |
| 2010 | 1 | _ | _ | _ | 1 |
| 2011 | 3 | _ | _ | _ | 3 |
| 2012 | 7 | 2 | _ | 3 | 2 |
| 累計 | 86 | 17 | _ | 20 | 49 |

出所)取引競争委員会HP (http://otcc.dit.go.th/otcc/upload/Complaints%20received.pdf)

を開始したものである。 を行った行為に対して、

委員会は、

UBCがケーブル

of Thailand) に対して、 設定と消費者選択の増進を図るよう求めた。 コミ公団 なかったために、 ケーブルテレビ事業の規制機関であるタイ・マス (MCOT, Mass Communication Organization 法的措置は命じられなかった。 情報を提供して、 公正な価格 また、 そこ ゥ

時はまだ市場支配的地位に関する基準が設定されてい 場支配的地位の濫用に該当すると判断したものの、 テレビ市場における独占的事業者であることから、

当

市

2 れたケーブルテレビ事件 委員会の調査で市場支配的地位の濫用に該当するとさ の自動二輪車事件があるほか、 (Cable Television Case) 委員会又は調査小

二つがある。ケーブルテレビ事件は、二〇〇〇年に取

ウィスキー・ビール事件 (Whiskey and Beer Case)

0)

引競争委員会が最初に取り上げた事件であり、

ケー

ルテレビ事業者の合併により誕生した独占企業UB

(United Broadcasting Corporation)

消費者団体の申告により調査

が価格の引上

げ

筡

中小の流通業者と納入業者からの申告を受けて、不公正取引慣行事件として審査したが、最終的には違反の有無に 件も市場支配的地位の濫用に該当すると判断したが、委員会は前者と同様に法的措置を取らなかった。 業者に求めた行為に対して、他のビールメーカーの申告により調査を開始したものである。 とは上述 (三2) ついて判断せず、 れていたスラティップ社がビール市場に新規参入し、ウィスキーを仕入れる際に同社のビールも仕入れるよう卸売 ィスキー・ビール事件も二○○○年に取引競争委員会が取り上げた事件であり、 のとおりである。(88) 流通取引慣行ガイドラインの草案を作成することで幕引きを図った大規模流通業者事件があるこ ウィスキーの独占的製造が認めら 調査小委員会は、 このほか 本案

六 流通問題と競争法の活用

1 不公正取引慣行規制

流通問題顕在化以降、 第二九条は、 円滑な遂行を妨げ若しくは制限し、又は他の事業者の参入を妨害する若しくは他の事業者を退出させ タイ政府によって競争法の活用が検討されてきたのは、主として不公正取引慣行の禁止規 「事業者は、 自由で公正な競争に反する行為、 及び他の事業者の事業活動を破壊

本の独占禁止法でも「公正な競争を阻害するおそれのある行為」を不公正な取引方法として禁止しているが、 この規定では、 「自由で公正な競争に反する行為」に関する定義がないために、 法の適用を困難にしている。 その H

中小企業振興政策と競争法の活用

る効果を有する行為をしてはならない」と定めている

(都法五十三-二) 三

最初の指定は法改正によ

行為類型については法の施行機関である公正取引委員会が指定できることになっている。

明確化を図る必要が出てくる。 型の指定権限が取引競争委員会に与えられておらず、法の適用にあたっては、ガイドラインを作成して、具体化・ はその後の法運用の成果を踏まえて規制対象をより具体化・明確化したものに改定されたが、最新の指定は不公正 行為類型が一九七二年指定と異なるわけではない。タイの取引競争法では、日本の公正取引委員会のような行為類 金が科される「法定類型」と課徴金を伴わない「指定類型」に分けて規定されているが、不公正な取引方法となる な取引方法規制に課徴金制度が導入されたことに伴うもので、二○○九年に行われたものである。現行指定は課徴 り「不公正な競争方法」の禁止から「不公正な取引方法」の禁止に移行した一九五三年に行われた。一九七二年に

おり、 共通しており、法の運用にあたっては、どうしても違法行為類型の具体化・明確化が必要となってくる。台湾では、 売価格行為やその他の不公正競争行為を禁止しているが、第二四条はその一般条項としての位置づけにあるされる(ご) あると言われている。台湾競争法は、独占やカルテルなどの規制のほか、不公正競争行為規制を行っており、 に対して、タイでは、第二九条の適用にあたって、包括的なガイドラインは作成されていない。 すでにガイドラインにより違反行為類型が例示され、法運用面でも第二四条違反での事件処理件数は多数に上って タイ法第二九条も台湾法第二四条も不公正な取引慣行に対する包括的な禁止規定としての機能を有するという点で 大規模流通業者による納入業者への優越的地位の濫用が典型的な違反事例の一つとして挙がっている。これ タイの不公正取引慣行規制は台湾の競争法である「公平交易法」における第二四条を参考したもので

的ガイドラインではなく、流通分野に限定した取引慣行ガイドラインが作成されている。それは、二〇〇三年にタ これまで、競争法第二九条の活用は流通問題への対応として検討されてきたため、不公正取引慣行に対する包括

クシン政権下で作成された流通取引慣行ガイドライン(旧ガイドライン)とクーデター後のユラユット政権下で二

(新ガイドライン) である。

○○六年にガイドラインの内容を改定した流通取引慣行規則

2 流通取引慣行ガイドライン

されることになったとガイドライン制定の経緯を説明している。 ④進歩的な取り決めであること、⑤非制限的かつ公正な競争であること、という五つの原則に基づく枠組みが設定 の実現に向けて、①強制的なものでないこと、②差別的なものでないこと、③明確な基準に基づくものであること、 を規制するための基本的な枠組みを定める諸規定が設けられており、 する規定の一つとして活用しうるものであるとの立場を明らかにする。そして、流通分野における公正な取引慣行 の申告も提出されるようになっている点を説明している。次いで、取引競争法には反競争行為と不公正な取引慣行 模流通業者の参入により市場規模が急拡大するとともに、流通分野における不公正な取引慣行に対する競争法違反 旧ガイドラインから見て行こう。ガイドラインでは、 最初に流通市場の実態に言及し、多様な業態の大規 なかでも第二九条は不公正な取引慣行を防止

言が付された行為類型は市場に与える影響などを個別に判断して違法となる行為と考えることもできよう。 四取引相手からの情報・技術の獲得、 旧ガイドラインにおいて、不公正な取引慣行とされるのは、〇不当廉売、 「正当な理由がないのに」という文言が付されている行為類型は原則違法の行為と、 違法性の判断基準に関する説明は特に付されていない。しかし、日本の場合と同様に、違法評価要件と (五取引相手に対する自己の競争者との取引制限である。) 二優越的地位の濫用、 また「不当に」という文 これらの行為類型に 三差別的取扱い、

必要性がある場合は例外となる。 う不公正な低価格販売」である。 ガイドラインで不公正な取引慣行として違法とされる〇不当廉売とは、 ただし、 期限切れの近づいた商品や季節商品などのように、 「仕入価格を下回る価格で販売するとい 事業遂行上の合理的

げられている 強制、 に行使すること」とされる。その具体例として、 次に、 取引相手に対する不利な取引条件の決定、 又は他の事業者の参入を妨害する若しくは他の事業者を退出させるような方法で、 二優越的地位の濫用は、 「他の事業者の事業活動を破壊し、 拘束条件付き取引、 押し付け販売、 販売員の派遣要請、 侵害し、 再販売価格の維持という七つの行為類型が挙 妨害し、 経済的利益の提供、 円滑な遂行を妨げ若しくは 優越的な購買力を不当 販売量の

をすること」とされている。 設定することにより、又は一定の取引相手との取引を拒絶することにより、取引相手との間で差別的な取 三差別的取扱いとは、 従来取引をしていた相手との取引を拒絶する場合や自社ブランドへ変更する場合には 「正当な理由がないのに、 異なる取引相手に対して異なる取引条件若しくは価格

正当な理由が必要とされる。

〔取引相手からの情報・技術の獲得というのは、「取引相手の取引上の情報、

取引上の秘密又は技術を獲得し、

為や自己ブランド商品を販売するために取引相手の商品の取り扱いを中止する行為がそれに該当する ブランド商品を製造し、 不正に使用すること」である。 その商品が取引相手の商品であると消費者に誤認させるよう同じ棚に陳列して販売する行 取引相手の情報や技術の獲得により取引相手と同じ種類又は同じパッケージの自己

しないよう不当に強制又は誘引すること」とされる。 かかる取引制限は、 「取引相手に対して、 取引相手を誤認させて行うか、 自己の競争者と取引を 取引相手

に合理的でない利益を供与して誘引するか、 又は抱合せ販売を強制して行うかを問 わない。

項が用語の定義、 取引慣行規則である。 であるとの批判も強く、 旧ガイドラインの制定以降、そこで示された違法行為類型の具体性や違法評価要件の明確性などに関して不十分 第五項が規則の主務者についてそれぞれ定めている。 規則は全五項から構成されており、 そのいっそうの具体化・明確化を図るために、 そのうち第一項が規則の名称、 改定されたのが新ガイドラインとなる流通 ガイドラインの本体部分は規則の第四項で 第二 項が施行期日 第三

語細に説

明されてい

為類型である。 販売、 した。 適用が判断されるという旧ガイドラインの考え方を確認したうえで、 第四項 穴従業員の派遣要請、 一不公正な低価格設定、 Ú 流通分野における公正な取引慣行を実現する枠組みとして設定された五原則に基づいて法第二九条の このうち、 □から□までは旧ガイドラインの□優越的地位の濫用をさらに詳細に整理したものであ 比契約に基づく製品の受け取り拒絶、 □経済的利益の請求、 三不当な返品、 八その他の不公正取引慣行、 従来の五つの行為類型を次のように整理し直 四不公正な委託販売契約の強制 の八つが新たな行 (五) 押し付け

制も含まれる 格での買取りも違法類型化した。 の販売 まず、 一不公正な低価格設定であるが、旧ガイドラインが流通業者による不当廉売(仕入価格を下回る低価格で のみを違法行為類型として掲げていたが、 これには、 契約時における低価格の設定だけではなく、 新ガイドラインではそれに加えて納入業者からの 事後的な価格引き下げ強 通常より低価

る

量 次に、 の強制、 旧ガイドラインの□優越的地位の濫用では、 取引相手に対する不利な取引条件の決定、 押し付け販売、 拘束条件付き取引、 販売員の派遣要請、 再販売価格の維持という七つの行為類 経済的利 益 の提供 販売

(都法五十三 - 1 1) 一

田押し付け販売、 型が挙げられていたが、 取引実態を踏まえ、 旧ガイドラインの三差別的取扱い、 そして、 | 穴従業員の派遣要請の三つがそれぞれ違法類型化されるとともに、 優越的地位の濫用行為として、 三不当な返品、 新ガイドラインでは、 四不公正な委託販売契約の強制、 四取引相手からの情報・技術の獲得、 具体例として掲げられていたもののうち口不当な経済的利益 新たに類型化されたものである。 比契約に基づく製品の受け取り拒絶の三つは なお、 (五取引相手に対する自己の競 より具体化・明確化 八その他の不公正取引 が図ら

争者との取引制限に相当する行為がより具体化されている。

用行為は納入業者に対する買叩き行為が問題とされるべきであり、これを一不公正な低価格設定として整理し直し っている たという点でも、 イドラインでは低価格設定行為を不当廉売に限定していたが、むしろ大規模流通業者の購買力を背景とした力の濫 た力の濫用行為に焦点を当て、違法行為類型のいっそうの具体化・明確化を図ったものといえよう。そして、 新ガイドラインは、 との間の不公正な取引慣行に関して、幾つかの具体例を提示しつつもやや抽象的な表現で説明していたのに対して 新旧ガイドラインを比較してみると、旧ガイドラインが、 流通分野における優越的地位の濫用規制に関するガイドラインという本来の趣旨に沿うものにな 大規模流通業者と納入業者との間の取引実態を踏まえて、 一不当廉売を除いて、主に大規模流通業者と納入業者 大規模流通業者の購買力を背景とし 旧ガ

無を決定せず、 及び中小納入業者による大規模流通業者の取引競争法違反の申告を受けて審査が行われたが、最終的には違反の有 しては不当廉売規制を、 か 通問 ガイドラインを作成することで問題の処理を図ったことから、 .題に対する対応策の一つとして競争法の活用が検討されはじめた最初の段階では、 また中小納入業者に対しては優越的地位の濫用規制をそれぞれ強化するという委員会の姿 旧ガイドラインは中 中 通業者に対

勢を示すものであった。 これに対して、新ガイドラインは優越的地位の濫用を中心とする大規模流通業者と中小納

入業者との間の不公正取引慣行に完全にシフトすることになった。

七結び

濫用及び不当廉売に対する規制強化が着実に進められてきた。しかし、 模流通業者の購買力を背景とした取引慣行などには十分な対応がなされてこなかった。したがって、日米構造協議 ており、 累計で八六件であるのに対して、委員会による審査の結果、違反行為の認定が行われたものは僅か三件にとどまっ るが、 それ以前のわが国における流通問題に対する取組みは、 しかし、 流通問題の顕在化以降、 一九九一年の流通 同分野における競争制限的な取引慣行を放置しておかないことが合意された。その後のわが国での流通問題へ 貿易不均衡を是正するための障壁を取り除くという観点から、流通分野における参入規制を緩和するととも 同法の運用が全般的に停滞状況にあることは上述(五2)のとおりである。違反行為の申告が法施行以降の 正式な事件として処理されるという意味での法運用は成果を上げているとは言い難いものが 参入規制の緩和により規制制度そのものが形骸化し、専ら競争法による対応のみとなっていった。 一九四七年にアジアで初めて競争法が導入され、タイよりも遥かに長い経験を積んできたわが国の独占 久しくの停滞時期を経て一九九○年の日米構造協議での合意以降、本格的な法運用が始まったのである ・取引慣行ガイドラインの制定以降、 タイ政府が大規模流通業者の参入規制と並んで検討してきたのが取引競争法の活用であ 大規模小売店舗法に基づく参入規制に重心が置かれ、 競争政策上の取組みは活発化し、 流通問題は大規模流通業者と中小流通業者 近年の優越的地 位の 確か

できるようになるとしても、 に対する大きなキーワードとなっている。こうした取り組みはまだ始まったばかりであり、(宮) も含めた流通問題に対する複合的な視点での取組みが必要になっている。したがって、今日では、 てしまった地方都市の中心市街地を活性化するという構想の実現は容易なことではない。 者間の競争行動が消費者 及び中小納入業者との間の問題というだけではない。 中小企業振興政策や競争政策だけではなく、 (生活者) それまでには相当の時間の経過が必要とされるであろう。とりわけ、 の生活環境にまで深く関わってくるものであるから、今日では都市政策の観点 流通機構は消費者の生活を支え、 都市政策という観点からの「まちづくり」 流通業者の立 後に一定の成果が確認 すでに空洞 わが国でもまた が流通問 展開

政策と並んで、 割合は非常に高く、 する政策が常に掲げられてきた。そして、包括的な競争法が施行されるようになったのが一九九九年のことであり 小企業の競争力強化を目指した中小企業振興政策を展開することとなった。流通分野における中小企業振興政策は グ規制を除いて、今のところ参入規制立法は成立していない。その一方で、タイ経済においては中小企業が占める 規模流通業者の新規参入で流通問題が顕在化し、その対応に追われてきた。 ンを策定して、 まだ法運用の経験が乏しいうえに、 回 3 様々な国内の政治的・経済的諸事情や経済危機後のタイの置かれた国際的環境の下で、 わが国が流通規制の緩和で中心市街地の空洞化やスプロール化がいっそう進んでいった同時期に、大 したように、「経済的格差の是正」を図るために競争単位としての中小企業の競争力強化を支援する 大規模流通業者の不公正な取引慣行には競争法を適用していく姿勢を示した。 「経済的不利の是正」を図るために大規模流通業者と中小流通業者との間の 中小企業が果たしている役割も極めて大きいものがあることから、 法の執行体制にも不備を抱えているにもかかわらず、 歴代政権は参入規制の導入に取 経済危機後の改革では、 流通取引慣行ガイドライ 「公正な競争」を実現 その中では、 限定的なゾーニン 中

間 て大規模流通業者と中小納入業者との取引における購買力の濫用行為が取り上げられているが、 「公正な競争」に反する不当廉売も取り上げられており、 流通分野における中小企業振興策として、 中 -小流通業者との 競争政策

の活用を図るという側面も見られる。

若しくは相反する政策と捉えられる場合が少なくない。タイでもそのような捉え方がないわけではないが、 る中小企業の タイにおいては、 (四2) のように、 画においては 「経済的不利の是正」を図る競争政策の一環としての施策を推進することが明示されている。 「公正な競争の促進」が掲げられており、 産業政策と競争政策とが対極にあるものと捉えるのではなく、相互に密接に絡み合い、 中小企業を保護する中小企業振興策は、 市場経済において競争単位として不利な立場にあ 産業政策の一つとして、 競争政策とは矛盾する 中小企 したが 相

互に補完しあう政策として展開されることになる

る視点からの取組みは、 組 差是正のための支援」を図る施策としての中小流通業者の組織化・大規模流通業者の事業活動規制の取組みなどが なされてきたことを確認した。しかし、 とはいえないものの、 このように、タイにおける流通問題への政策的対応について検討してみると、これまで十分な成果を上げている すなわち大規模流通業者の立地に伴う消費者 大規模流通業者との間の「経済的不利の是正」としての競争政策的観点からの取組みと「格 流通規制の緩和以降急激に進んだ中心市街地の空洞化・スプロール化現象を受けて、 タイ政府の取組みとして全く欠落しているのが、 (生活者) の生活環境に関する問題である。 都市政策の観点からの取 わ がが 三国でも、 かか

郊外へ誘導することで、

中小流

それ

は

大規模流通業者の急激な店舗展開を抑制し、

中心市街地での立地を困難にし、

都市政策という観点からの規制ではなかった。

始められたものである。 (⁷⁸⁾

タイでは、

参入規制立法の導入に対して強い抵抗があったことから、

既存の法律

(都市計

画法と建築物規制法)

に基づくゾーニング規制を導入したが、

抑制できず、 通業者への影響を少なくしようとするものであった。したがって、ゾーニング規制が導入されても郊外への出店は 規制導入の狙いどおりの成果は上がっていないのが実情である。

政策的観点からの検討の必要性を痛感させられたところである。 相当進んでおり、 まだ、 何度かの機会を捉えて、バンコク都及びその周辺、さらには主要地方都市の大型店の立地状況を調査して 中心市街地の空洞化はわが国のように後戻りできない状態には至っていないものの、 地方都市における中心市街地が次第に空洞化していくことも懸念される。 流通問題に対する都市 スプロ 1 ル化は

注

- 1 欧米諸国の流通問題とその政策的対応に関しては、 保田芳昭編 『日本と欧米の流通政策』(大月書店) 一九九五年)で概
- 2 リスの小売商業―政策・開発・都市―』(関西大学出版部、二〇一一年)を、ドイツに関しては阿部成治『大型店とドイツ のまちづくり』(学芸出版社、二〇〇一年)を参照。 ○○五年)、原田英生『アメリカの大型店問題』(有斐閣、二○○八年)を参照。 近年のアメリカの動向に関しては、 矢作弘『大型店とまちづくり―規制進むアメリカ、 また、イギリスに関しては伊東理『イギ 模索する日本―』
- 3 が多いが、末廣教授は現在のタイの経済発展段階を「中進国」と呼んでいる(末廣昭『タイ―中進国の模索―』(岩波書店 100九年) 二三—二七頁) 経済の先進国を激しい勢いで追いかけ、 他の経済発展途上の国々とは異なる発展段階に至った国々を新興国と呼ぶこと
- 4 消費市場と多様化する流通―』(日本評論社、二〇一〇年) タイの流通問題に対する政府の対応を丹念に分析している労作として、遠藤元『新興国の流通革命 があるので参照されたい。 ―タイのモザイク状
- 5 ている国及び地域の数は、二〇一二年五月現在で一〇八に上っている(http://www.jftc.go.jp/kokusai/kaigaikatudo.htmlicn)。 世界の競争法施行機関のネットワークである国際競争ネットワーク (ICN, International Competition Network)

- 参加機関の詳細については、 ICZ 6 НР (http://www.internationalcompetitionnetwork.org/members/member-directory
- enDocument 画」(二〇〇四年度―二〇〇五年度)が実施されている。支援の詳細については、JICAのHPで確認することができる で支援してきた。タイでも、JICAを通じた支援、「タイ取引競争法の運用に係るキャパシティ・ビルディング支援計 International Cooperation Agency)を通じて、また最近では経済連携協定に基づいて、各国の競争法施行機関を様々な形 特に、東アジア諸国の競争法の運用に対しては、 わが国の公正取引委員会は、 これまで国際協力機構
- 競争政策ではなくて、産業優先政策がわが国の経済政策において支配的な政策となっていく過程については、本間重紀 経済法学会編『経済法講座第一巻経済法の理論と展開』(三省堂、二〇〇二年)所収)などを参照。 産業政策と産業法」(宮坂富之助ほか『現代経済法』(三省堂、一九九五年)所収)、飯田泰雄「産業政策と経済法」(日本
- 8 かかる経緯の詳細については、公正取引委員会事務総局編『独占禁止政策五十年史(上巻)』(公正取引協会、一九九七
- 9 の動向」(二〇一一年)(http://www.jftc.go.jp/kenkyukai/dk-kondan/190-3.pdf)も参照されたい。 の競争政策の動向」を参照。また、公正取引委員会の第一九○回独占禁止懇話会の資料「アジアにおける競争政策の最近 ○一一年)の各論稿、同じく公正取引七四一号(二○一一年)「特集新興国の競争政策」の各論稿、特に下津秀幸「新興国 アジア諸国における競争法の最近の動向に関しては、公正取引七三二号「特集アジア諸国における競争政策の動き」(二
- Models and Issues, University of Malaya, 2006, at 160. Sakda Thanitcul, "Competition Law in Thailand," in Cassey Lee and Cheong May Fong, Competition Policy in Asia
- 11 Journal of International Law & Business, Vol. 26, 2006. やね 2002, Sakda Thanitcul, "Competition Law in Thailand: A Preliminary Analysis," Washington University Global Studies Law 新独占禁止法と競争政策」(バンコク日本人商工会議所報一九九九年九月号)、三浦克哉「タイの競争政策と技術協力」(公 Review, Vol. 1, 2002, Deunden Nikomborirak, "The Political Economy of Competition Law: The Case of Thailand," Northwest korn, "The New Competition Law in Thailand: Lessons for Institution Building," Review of Industrial Organization, Vol. 21 タイの取引競争法の概略を知るうえでは、前掲注(10)の文献以外では、次のものが参考になる。Nipon Poapongsa |取引五九四号、二〇〇〇年)、サクダー・タニックル(栗田誠訳)| タイの競争法―予備的考察](国際商事法務三〇巻五 邦語文献として次のものがある。三浦克哉「タイにおける

- 号、二〇〇二年)、今泉慎也「タイ競争法制の現状と課題」(公正取引六七八号、二〇〇七年)、デュンデン・ニコムボリラ ク「The Thai Competition Regime: An Uphill Battle(「タイ競争政策―困難な戦い―亅)」(公正取引七一五号、二〇一〇年)。
- 12 International Cooperation Studies, 15(3), 2008, at 43-46 Sakda Thanitcul, "SMEs and Competition Law: A Case Study on Suppliers of Goods to Large Retail Stores," Journal of
- 13 深津健二『現代経済法と消費者参加』(法研出版、一九九四年)七六頁以下参照
- 誌四八巻二号、二〇〇七年)を参照されたい。 詳細については、深津健二「大型店規制と消費者の利益―『まちづくり三法』の制定と改正を契機として―」(法学会雑
- 15 たことが伝えられると、たちまち多くのメディアで大型店規制をめぐる問題が取り上げられ、活発な議論が展開された。 例えば、二〇一〇年八月七日に大畠章宏経済産業大臣が全国商工会連合会との会談で大型店規制強化の必要性を強調し
- 16 深津健二『競争法と規制改革』(信山社、二〇〇三年)四二頁以下参照
- 17 新たな課題」(公正取引七三六号、二〇一二年)を参照 公正取引委員会による流通問題への最近の取組みに関しては、根岸哲「流通・取引慣行ガイドラインラインの見直しと
- 18 kensho.pdf)。その中には、 五つの原則が掲げられている。これらは、何れも「経済的不利の是正」と「格差是正のための支援」がその内容となって 挑戦を促すこと、④公正な市場環境を整えること、⑤セーフティネットを整備し中小企業の安心を確保すること」という その力を思う存分に発揮できるよう支援すること、②起業を増やすこと、③創意工夫で新しい市場を切り拓く中小企業の わが国では、二〇一〇年六月に「中小企業憲章」が閣議決定された(http://www.meti.go.jp/committee/summary/0004655/ 中小企業政策に取り組むにあたっての基本原則として、「①経済活力の源泉である中小企業が
- 19 織・アクター─』(末廣昭・東茂樹編『タイの経済政策─制度・組織・アクター─』(アジア経済研究所、二○○○年)所 タイにおける産業保護政策から自由化政策への経済政策の転換に関して詳しくは、 一一五頁以下を参照 東茂樹「タイの産業政策―制度・組
- 20 投資と外資規制―タイ国『外国人事業法』に関する考察―」(福岡大学商学論叢四九巻一号、二〇〇四年)一二三頁以下参 制定され、法律としての効力を有すものである。 外国人事業法は、クーデターの時期に革命団(National Executive Council)による布告第二八一号として一九七二年に 外国人事業法制定の背景と規制内容に関しては、 榎本啓一郎
- 21 欧州流通資本のタイ市場への参入要因については、遠藤元「小売業の構造変化と流通資本の再編」

度改革と企業再編』(アジア経済研究所、二〇〇二年)所収)二六〇頁以下を参照

- $\widehat{22}$ Sakda, supra note 12, at 34-35
- 24 23 この間の経緯に関して、遠藤元 Sakda, supra note 12, at 43. 「経済危機後のタイにおける流通政策」(大東文化大学紀要四三号、二〇〇五年)一五五

25 頁以下で詳しく紹介されている。 これら通達の内容について詳しくは、遠藤・前掲注(24) 一六七—一六九頁を参照

- $\widehat{26}$ Sakda, supra note 12, at 43-44
- 27 事実、専門小委員会は二○回ほどの会合重ねて審議したが、最終的に取引競争法違反か否かの決定を行わず、 ガイドラ
- 28 イン草案を提案して終わるという、 The Nation, 2002.8.22. かかる批判どおりの幕引きを図っている(see Sakda, *supra* note 12, at 44.)。
- 29 The Nation, 2007.5.9.
- 31 30 過程とその変容』(アジア経済研究所、二〇一二年)所収)を参照 The Nation, 2007.10.16 タイの議会における法案の処理手続きについては、今泉慎也「タイの立法過程の構造と特徴」(今泉慎也編『タイの立法
- 32 'Guidelines on Trade practices between large–scale retailers and suppliers" (A Consultation Paper), 2011, appendix. Trade Competition Committee, Board of Trade, Regulations of the Office of Trade Competition Commission regarding
- 33 The Nation, 2009.12.15.

34

The Nation, 2011.2.4.

- 35 The Nation, 2011.1.31

36

The Nation, 2011.5.14

- 議での原則承認決定から内閣法制委員会での審査に一年をかけている。これらは、 ユット政権においては法案が国会に提出されるまでの手続きに紆余曲折があった。 ことに対する懸念が歴代政権において極めて強いものであったことを示している。 タクシン政権下では法案が閣議決定の直前まで手続きが進められながらタクシン首相の判断で結局は廃案となり、スラ また、アピシット政権では、法案の閣 小売業法案が外資規制と受け取られる
- 38 Distress: Thailand, the East Asian Crisis and Beyond, Gower, 2000 を参照 タイにおける経済危機後の中小企業振興政策立案過程に関しては、Philippe Rénier, Small and Medium Enterprises in

- 39 小企業支援策―』(国際協力銀行開発金融研究所、二〇〇〇年)三五頁以下を参照。 タイの中小企業振興政策と中小企業振興法の概要に関しては、『東アジアの持続的発展への課題―タイ・マレーシアの中
- $\widehat{40}$ 省生活産業局長の政策提言レポート(水谷レポート)とJICA調査団の作成したレポート「タイ国工業分野振興開発計 ものである。同プランの基礎となっているのは、タイの財務大臣と産業大臣のアドバイザーとして派遣された水谷元通産 中小企業振興マスタープランは、 (裾野産業) フォローアップ調査報告書」という二つの報告書である。 タイ政府からの支援要請に基づき、JICAを通じた日本の支援によって策定された
- 41) これまで、第一次(一九六一年―一九六六年)から第一一次(二〇一二年―二〇一六)までの開発計画が策定されてお り、これらは全てタイ政府の社会経済開発局のHP(http://eng.nesdb.go.th/Default.aspx?tabid=402)で閲覧することかで
- 42 2011) (http://eng.nesdb.go.th/Portals/0/news/plan/eng/The%20National%20Economic%20and%20Social%20Development%20 Plan%282002-2006%29.pdf). National Economic and Social Development Board, The Ninth National Economic and Social Development Plan (2007
- 43 Office of SMEs Promotion, The SMEs Promotion Plan (2002-2006), at Chap. 7.
- 44 Office of SMEs Promotion, The 2nd SMEs Promotion Plan (2007-2011)
- $\widehat{45}$ 2011) (http://eng.nesdb.go.th/Default.aspx?tabid = 402). National Economic and Social Development Board, The Tenth National Economic and Social Development Plan (2007)
- 46 第十次開発計画のいたるところで強調されている。 英語では Sufficiency Economy、また日本語では「充足経済」又は「足るを知る経済」と訳されているが、この考え方は
- 47 National Economic and Social Development Board, supra note 45, at Summary
- (48) Ic
- (\mathfrak{P}) Office of SMEs Promotion, supra note 44
- 50
- 51 5
- $(\stackrel{\sim}{\mathbb{S}})$ Sakda, supra note 10, at 160-162.
- 53 かかる検討の経緯に関して詳しくは、Nipon, supra note 11, at 186-188 を参照
- 一九九七年年憲法は、 一九九二年に発生した「五月流血事件」を契機として、 議会制民主主義の発展を目指して制定さ

法の制定経緯及びその特色に関しては、 一○○八年)及び孝忠延夫「タイ王国の憲法」(政策創造研究三号、二○一○年)を参照 議会制度に関して詳細に規定するだけではなく、人権に関しても詳細な規定が置かれていた。一九九七年憲 遠藤聡「二〇〇七年タイ王国憲法の制定過程とその成立」(外国の立法二三五号、

- 55 See Sakda, supra note 10, at 162
- $\widehat{56}$
- downloads/101109negishi)° 根岸哲 「競争法 の新たな動向―日本及び欧・米・アジアを中心として」(http://www.kikkawa-law.com/
- 58 が多数を占めており、 なく、市場支配的地位の濫用規制を中心とした公正取引法が制定されたが、タイの市場構造は韓国とは異なって中小企業 た産業政策を展開する韓国では、財閥を中心とする大規模企業集団による産業支配、すなわち市場独占を禁止するのでは である韓国と台湾で制定された競争法を参考にして、制定されたといわれている。ただし、大企業の保護育成を基本とし 諸国を追いかけ、急速に発展しつつある新興資本主義国である、あるいは前掲注(3)で述べた「中進国」としての先輩 タイの取引競争法は、 | 大企業保護の産業政策もほとんど立案されていなかった(サクダー・前掲注(11)六三二頁)。 市場支配的地位の濫用規制を中心とするEU競争法をモデルとし、より具体的には先進資本主義
- Market Domination (February 8, 2007) Trade Competition Commission, Notification of Trade Competition Commission on Criteria for Business Operator with
- 60 No. 20 (April 19, 2010), Thammasat University, at19-20 を参照 自動二輪車事件については、Archanum Kohpaiboon and et. al, Competition Policy in Thailand, Discussion Paper
- 61 The Nation, 2011.1.31.
- 62 サクダー・前掲注(11)六三六―六三七頁
- 63 otcc.dit.go.th/otcc/content/catcontent_list.php?typeId=1&catId=170) 取引競争委員会のHPでは、法施行以降に任命された全ての委員について、 任命基準ごとに紹介されている(http://
- 64 今泉・前掲注(11)三四頁では、 取引競争委員会の委員構成を出身母体別に第一 期から第四期までが整理されているの
- 65 http://otcc.dit.go.th/otcc/upload/nssuns %20 %nn %206.pdf
- 66 デュンデン・前掲注(11)九頁。
- 両事件の概要については、 Archanun, supra note 60, at18-20 を参照

中小企業振興政策と競争法の活用

- $\widehat{68}$ この事件の概要については、Deunden Nikomborirak, "Thailand," in Douglas H. Brooks and Simon J. Evenett eds.,
- Competition Policy and Development in Asia, Palgrave Macmillan, 2005, at 272-272 を参照:
- $\widehat{70}$ サクダー・前掲注(11)六三五頁。

69

サクダー・前掲注(11)六三五―六三六頁

- 71 顔廷棟「台湾競争法とその法制・法運用の検討」(筑波ロージャーナル五号、二〇〇九年)二六二頁
- 72 サクダー・前掲注(11) 六三五頁。
- 三二号、二〇一一年)一三三頁以下も参照 顔・前掲注(71)二六二―二六三頁。また、 顔廷棟「台湾競争法における一般条項の運用と検討」(日本経済法学会年報
- $\widehat{74}$ な検討が必要であったことが指摘されている(Sakda, supra note 12, at 36-37)。 もともと大規模流通業者事件で提起された問題には、流通問題に対して競争法を活用するうえで二つの側面からの法的
- $\widehat{75}$ 年には「不当廉売に関する独占禁止法の考え方」、二〇一〇年には「優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方」な による納入業者との取引における特定の不公正な取引方法」が指定されている。そして、ガイドラインとしても、 ある。)は、その後二○○五年、二○一○年及び二○一一年と三回の改定が行われたほか、二○○五年に「大規模小売業者 「『大規模小売業者による納入業者との取引における特定の不公正な取引方法』の運用基準」が策定され、さらに二〇〇九 一九九一年に策定された流通・取引慣行ガイドライン(正式名称は「流通・取引慣行に関する独占禁止法上の指針」で
- 76 (ぎょうせい、二〇〇四年) などを参照 石原武政『まちづくりの中の小売業』(有斐閣、二〇〇〇年)、民間都市開発機構編『欧米のまちづくり・都市計画制度
- 77 See Sakda, supra note 12, at 32

深津・前掲注(14)を参照